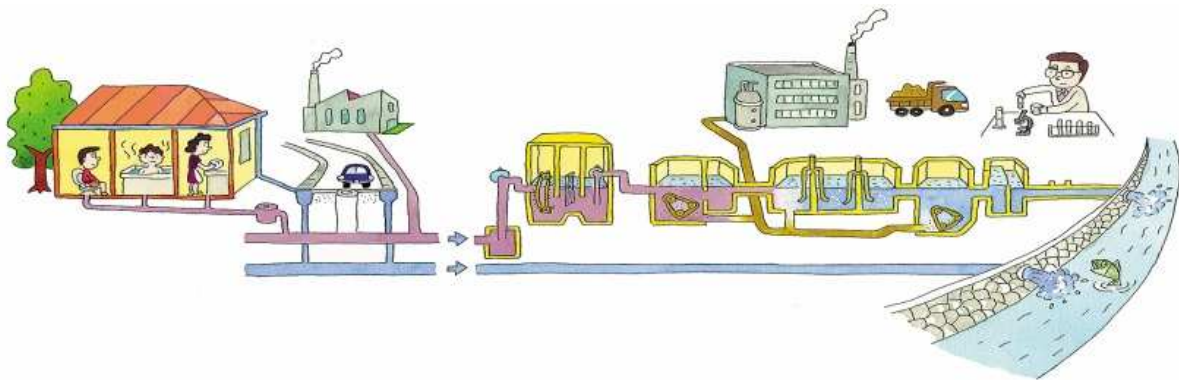


～ 小田原市下水道事業に関する意向調査 ～

# 下水道使用料改定の必要性について (説明資料)



下水道マスコットキャラクター  
スイスイ

## 小田原市の下水道事業の状況をお伝えします。

こんにちは。いつも下水道をお使いいただきありがとうございます。

この冊子では、「おだわらの下水道の今」を皆さんにお伝えしたうえで、**下水道使用料の改定の必要性**をご説明しております。

下水道事業や下水道使用料の改定に関するアンケートとして、「小田原市下水道事業に関する意向調査」を実施しておりますので、あなたのご意見をお聞かせください。よろしく願いいたします。

## おだわらの下水道の今 1 下水道の役割

下水道の整備が進むにつれて、川の水質が改善されてきました。

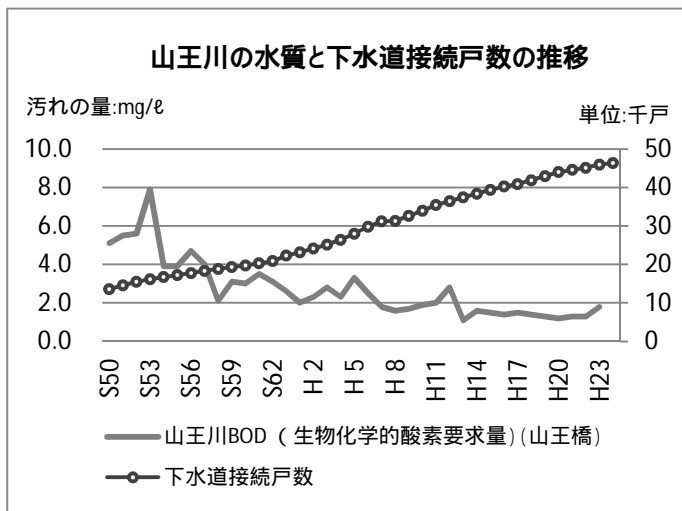


図1 下水道への接続戸数と河川の汚濁状況

### 下水道の役割

下水道への接続戸数が増えるにつれて、山王川の水質が改善されてきた様子わかります。(図1)

下水道が整備される前は、生活雑排水が河川に流れ込み、水質の悪化を招いていましたが、下水道の整備が進むにつれて改善されてきました。

下水道は、川や海などの水質保全のほか、身近な生活環境の向上、大雨時の浸水被害の防止など大きな役割を果たしています。

## おだわらの下水道の今 2 下水道整備の方針

重点整備区域の整備を進め、下水道の未整備区域を減らしています。

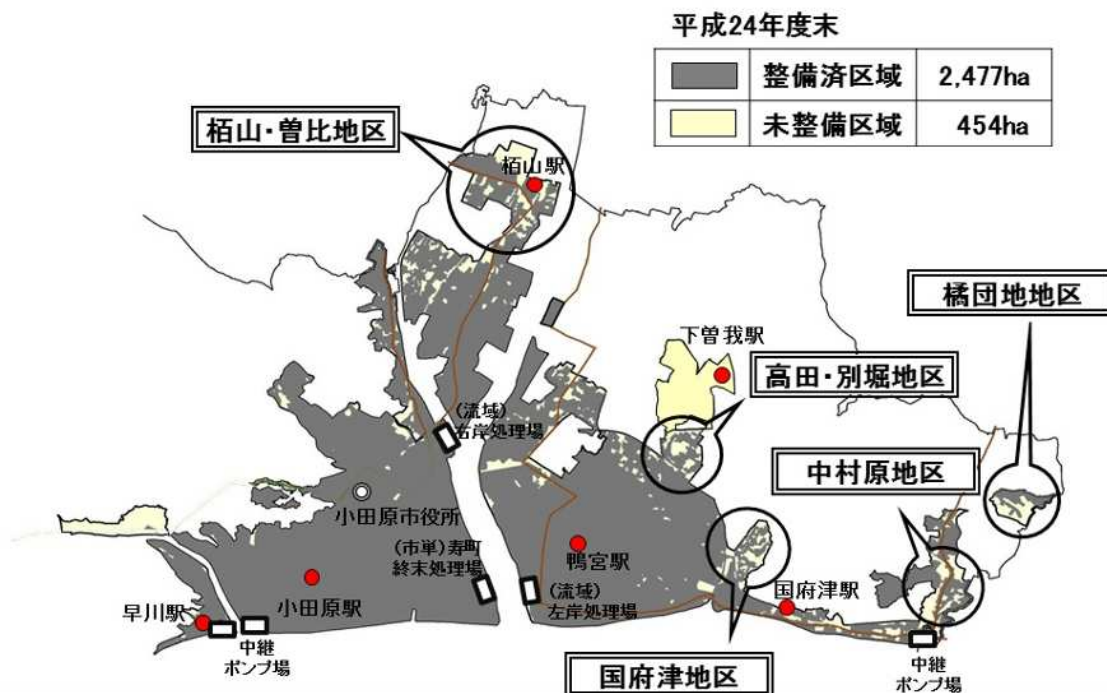


図2 下水道の整備状況と重点整備区域

### 本市の下水道事業と整備計画

小田原市の下水道は、小田原駅東口に広がる市街地への整備が昭和34年から始まり、現在で

は市街化区域全域を対象に整備を進めています。

早期に整備を終えることが望まれていますが、市街化区域の面積に対して下水道が使用できる区域（面積普及率）は88.6%で、下水道が整備されていない区域（未整備区域）は、約454haあります。

このうち、図2に示すように重点整備区域とした栢山・曾比、国府津など5つの地区は、平成32年度完了を目標に下水道整備を進めています。

### おだわらの下水道の今 3 老朽化対策と耐震化

管路（下水道管やマンホール）の老朽化が進んでいます。老朽化対策や耐震化を進め、下水道の機能維持に努めています。

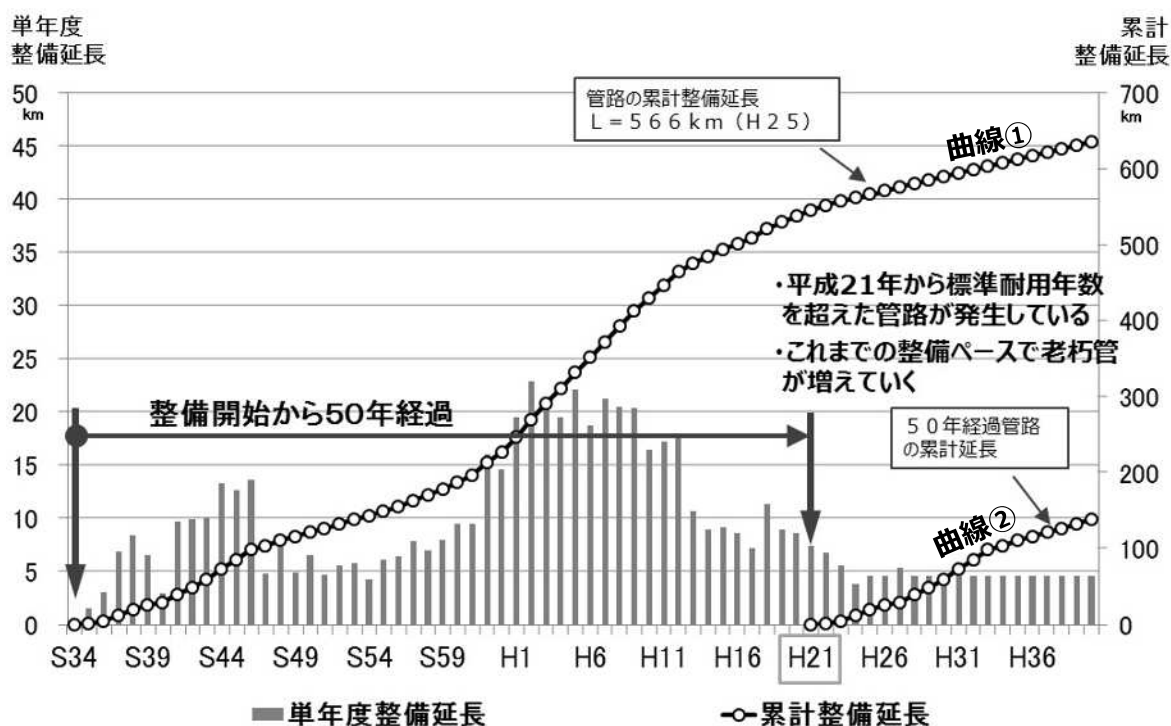


図3 管路の整備延長と老朽化

#### 管路の整備量の推移

図3の棒グラフは、毎年の管路の整備延長を表し、曲線①は整備延長の累計を表しています。本市の下水道整備は、昭和34年から始まり、現在、管路の総延長は566kmに達しています。これまで、高度経済成長期など、社会経済情勢に応じた整備を進めており、平成初期には、年に20kmも整備していましたが、現在では年に5kmほどのペースで整備を進めています。

#### 管路の老朽化対策

管路の中には、長い年月の経過により、破損やたわみを生じ、流下機能が低下しているものもあります。これらの管路をカメラ調査などで把握し、老朽化対策工事を進めています。今後は、曲線②のように、標準耐用年数と言われる整備から50年を経過した管路が増加するため、老朽化対策がさらに必要となっていくと見込まれます。

## 地震への備え（耐震化）

地震に備え、管路の耐震化を進めていく必要があり、広域避難所や市立病院等に通じる重要な管路の耐震化を重点的に進めています。

### おだわらの下水道の今 4 下水道事業の収支状況

下水道建設のための借入金の返済は、下水道使用料で賄う必要がありますが、使用料だけでは不足するため、借入金などで補っています。

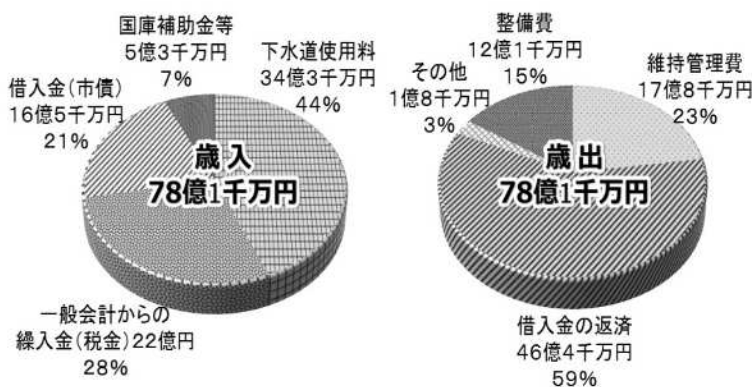


図4 平成24年度下水道特別会計の収支の状況

## 下水道の整備と借入金（市債）

下水道の整備（管路の布設など）は、国の補助金と借入金（市債）を充てて行っています。この借入金は、借入れ後から30年にわたり返済していきます。

## 独立採算制の原則

借入金の返済額（46.4億円）と下水処理場の運転・管理費など汚水の処理にかかる経費（維持管理費）（17.8億円）は、

下水道使用料収入（34.3億円）を充てて支払うこととされています。これを「独立採算制の原則」といいます。

## 下水道使用料収入の不足

しかし、下水道建設の際に借入れた借入金の返済額は、平成初期に毎年20kmに及ぶ整備拡大を図ったことから40億円を超える水準が続いています。そのため、使用料収入だけでは、財源の不足が生じています。そのため、財源不足を補う借入れを行うとともに、市の一般会計からの繰入金（税金）により不足を補っています。

### おだわらの下水道の今 5 使用水量の減少が続いています。

使用水量の減少が今後も続く見込みのため、下水道使用料は減収していく見通しです。

## 下水道使用料の減収

事業所などの大口使用者、一般家庭などの小口使用者とともに、使用水量は10数年前から減少しています。その要因として、節水意識の高まりや事業者の生産内容の変化、工場から商業施設への転換などが考えられます。

そのため、下水道接続の件数が増えても、使用水量全体では減少傾向が続き、使用料収入も減少傾向が続くことが予想されます。（図5）

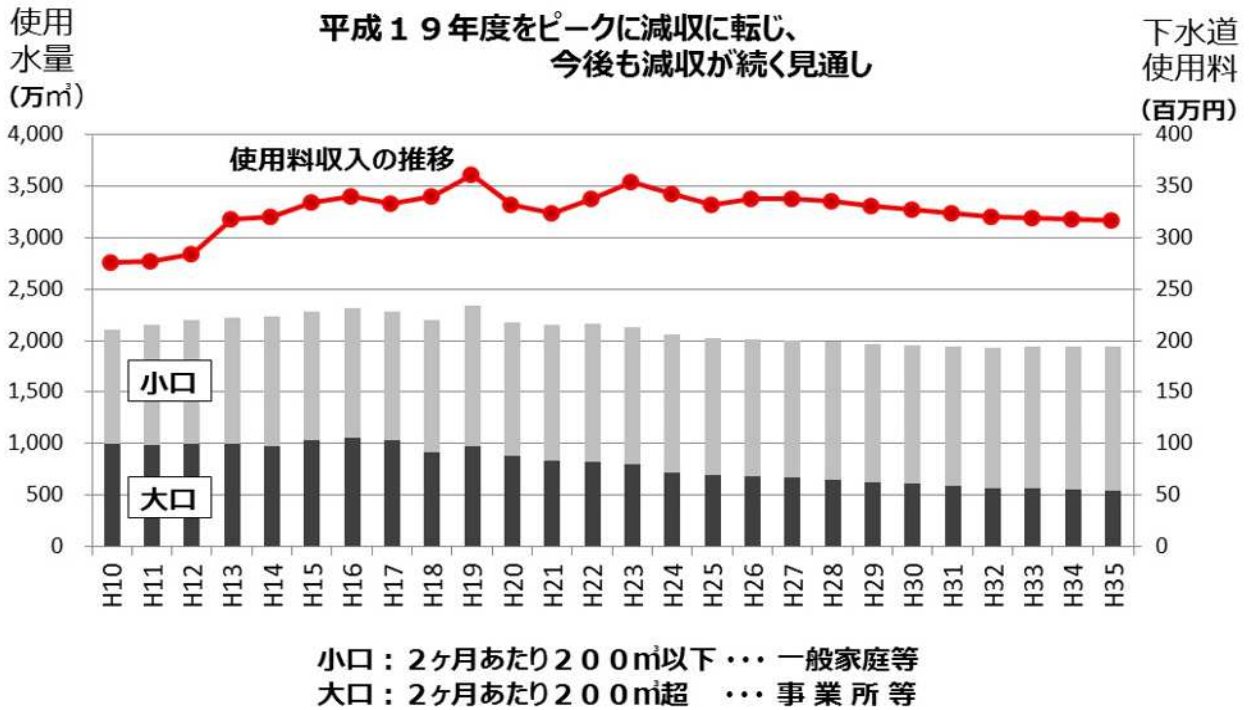


図5 使用水量と下水道使用料の推移

おだわらの下水道の今 6 借入金の返済

下水道建設の際に借入れた借入金の返済額は、ここ数年は、40億円を超える額となっており、使用料収入が不足する分を、新たな借入れや一般会計からの繰出し（繰入金）により補っています。

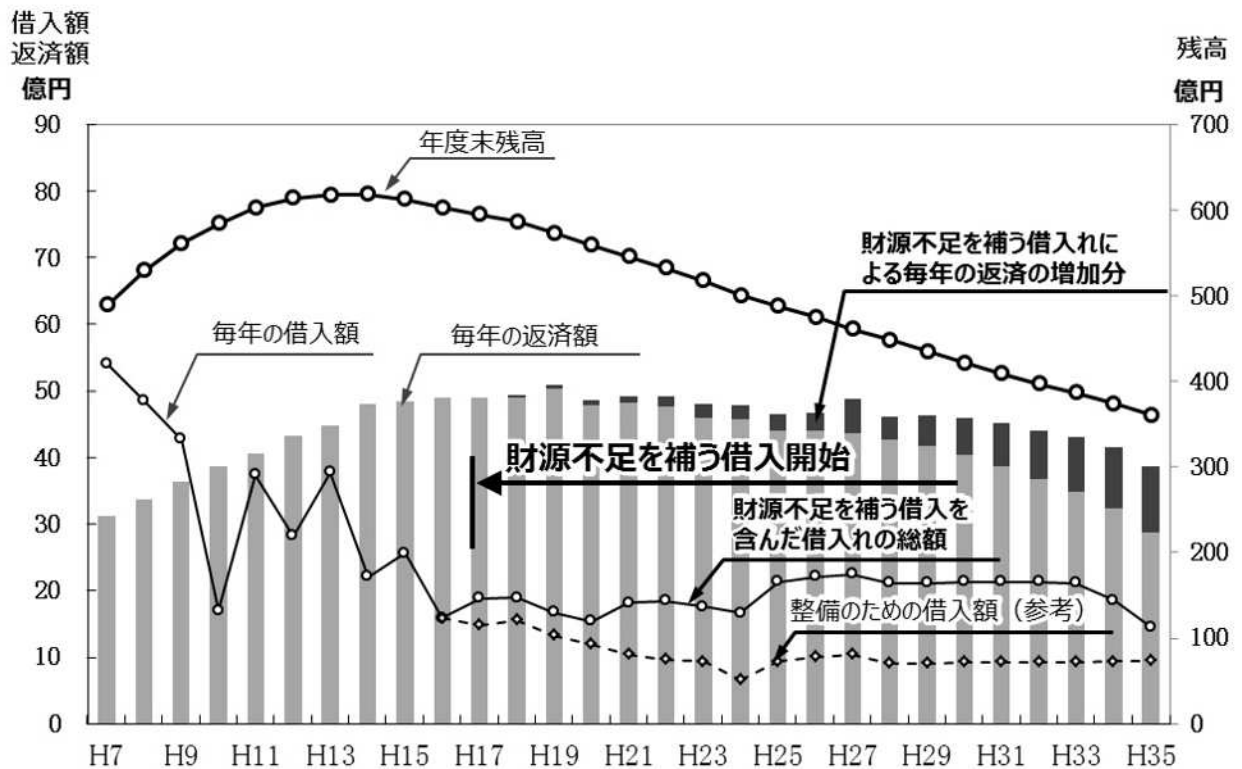


図6 借入額と返済額の推移

## 返済額の状況と世代間の負担の均等化

下水道の整備が急速に拡大した平成元年から10年頃に借入れた借入金の返済のため、現在、毎年の返済額は40億円を超えており、今後もしばらくはこの傾向が続きます。

下水道事業は、下水道の施設を将来の世代も使用することから、建設時の借入額を、その時々の方が均等に負担することとするため、毎年の返済額をその年の使用者から徴収した下水道使用料で賄うという考え方があります。

### 不足する下水道使用料を補う借入れ

平成17年度からは、不足する下水道使用料を補うため、下水道整備の借入れに加えて、財源不足を補う借入れを始めました。

しかし、この新たな借入れは後年度に新たな利子負担を生むため、制度の利用は慎重に行っております。

図6の棒グラフは毎年の返済額（元金と利子の合計。元利償還金という）を表しておりますが、折れ線で示した借入額は、平成17年度から新たな借入れを行っているため、増加しています。そのため、後年度の返済額の総額は増えています。

## おだわらの下水道の今 7 繰入金の減少

一般会計から下水道事業への繰出しが難しくなっています。

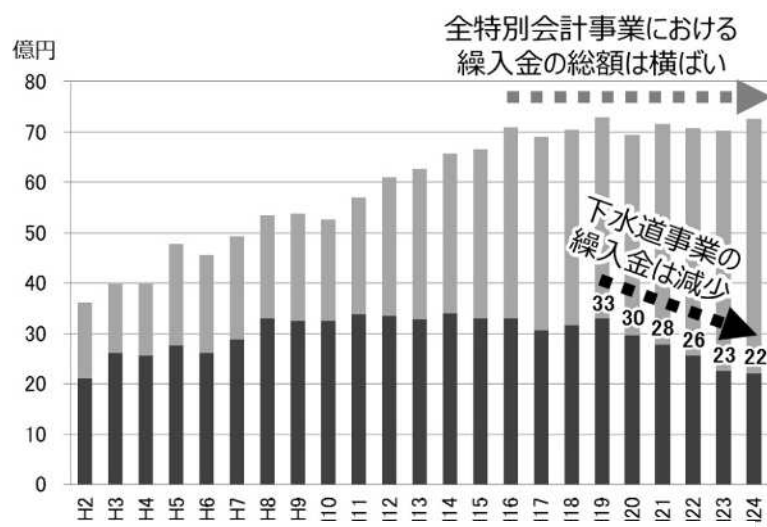


図7 下水道事業への繰入金の推移

### 一般会計からの繰入金

下水道事業は、市の税金で負担すべきとされる経費を一般会計から繰入れ、さらに、使用料収入の不足分を補うためにも、繰入れを行っています。

図7は、他の特別会計を含めた繰入金の総額（棒グラフ全体）と下水道事業特別会計の繰入金（棒グラフの濃い部分）の推移を示しています。

一般会計からの繰入金は、一般会計の収入である税金を充てているため、その増額は、他の市民生活に関わる事業に影響を及ぼす懸念があります。このことから、下水道事業への繰入金は減少しています。



下水道使用料の改定が必要です。

下水道の整備を行い、老朽化対策や耐震化を進めることにより、都市における快適性と安心・安全を守るため、経営改善努力を進めることはもちろんですが、下水道使用料を改定し、事業運営の健全化を進める必要があると考えています。

単位：千円

項 目		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
歳入	下水道使用料	3,380,550	3,378,068	3,357,363
	国庫補助金	456,121	447,882	373,415
	一般会計繰入金	2,050,000	2,050,000	2,050,000
	繰越金	135,138	0	0
	建設改良債	991,600	1,032,600	900,600
	準建設改良債	1,200,000	1,200,000	1,200,000
	その他	52,944	52,963	52,982
歳入計... A		8,266,353	8,161,513	7,934,360
歳出	維持管理費	1,879,436	1,989,414	2,010,276
	下水道整備費	1,725,080	1,799,197	1,540,782
	公債費	4,669,255	4,874,516	4,609,117
	歳出計... B	8,273,771	8,663,127	8,160,175
財源不足額 A - B		7,418	501,614	225,815

**下水道事業の収支見込み**

平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間の、収入と支出の見込みを比較する(図 8)と、財源不足を補う借入金(図 8 の歳入欄の準建設改良債)と一般会計からの繰入金を平成 25 年度と同額としても、3 年間で 7.3 億円の不足を生じる見込み(図 8 の太枠部分)となります。

図 8 使用料改定を行わない場合の財政見込み  
(平成 25 年 6 月審議会資料から)

改定案の概要

現行使用料			改定後使用料		
区分	水量 (m <sup>3</sup> )	単価 (円)	区分	水量 (m <sup>3</sup> )	単価 (円)
基本使用料	0~20	1,811	基本使用料	0~16	1,811
従量使用料 (1立方メートルにつき)	21~40	127	従量使用料 (1立方メートルにつき)	17~20	41
	41~60	154		21~40	141
	61~100	183		41~60	168
	101~200	209		61~100	203
	201~1,000	214		101~200	229
	1,001~2,000	219		201~2,000	237
	2,001~10,000	222		2,001~10,000	244
	10,001 以上	224		10,001 以上	247
計 9 ランク			計 9 ランク		

図 9 下水道使用料 新旧対照表 (税抜)

下水道使用料の体系

ア 用途区分

従前の通り、一般汚水と公衆浴場汚水の 2 分類

イ 水量区分及び使用料

・基本使用料

近年の世帯構成人数の減少や県営水道の基本使用料帯 (16 m<sup>3</sup>) を参考に、上限を 16 m<sup>3</sup> に引き下げますが、料金は据え置きます。

・従量使用料 (使用水量により使用料単価が変わる使用料帯)

水量区分を見直し、単価を各使用量帯で概ね 10% 程度の引上げを行います。

平均改定率

財源不足を解消するため、平均改定率は 9.25% を予定しております。